

■ 違反建築防止週間について

〔10月15日から10月21日まで、違反建築防止週間です。〕

建築基準法は、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物等の敷地や構造などについてのさまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。また、工事が完了したときは、その建物が法令に

基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

なお、新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。

【問い合わせ】

建設課 都市・住宅係  
☎ 87-0784

■ マイナンバーカード受取時に健康保険証利用申込をされた方に記念品をプレゼントします

マイナンバーカードの受け取り時に、健康保険証としての利用申込をされた方に記念品をプレゼントします。

● 対象となる方

マイナンバーカードの受け取りを来庁方式で申請し、令和4年9月21日以降に町民課に受け取りに来た際に、健康保険証としての利用申込をされた方（なにより次第終了）

● プレゼント商品（セット内容）

▼ミニエコバッグ（本体サイズ（約）横37×縦17×マチ14cm）  
▼トイレットペーパー（健康情

報編3種類）▼ウエットティッシュ（ポケットサイズ）

● 配布場所

町民課窓口（役場1階）

● 注意事項

マイナンバーカードの受け取りには、事前予約が必要です。来庁前に予約をしてお越しください。

予約 ☎ 85-6129（町民課戸籍年金係）

【問い合わせ】

町民課  
国保医療係  
☎ 85-6130



プレゼント商品

マイナンバーカードの申請受付をスピカの店内で行います

平日に町民課窓口へお越しになれない方、お買い物のついでに、マイナンバーカードの申請を試みませんか？

- 期間 11月より毎週日曜日
- 時間 午後2時～4時
- 申請受付場所 スピカ店内（くつろぎスペース）
- 次のものをご持参いただくと申請できます。

① 本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの身分証明書 + 健康保険証）

※顔写真付きのものがない方は、健康保険証・医療受給者証・年金手帳など2点（学生の場合は学生証 + 健康保険証など）

② 通知カード（右記参照）

③ マイナンバーカード申請書

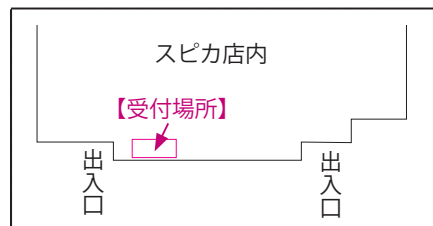
→ 通知カードの下の部分（右記参照）か、封書で送付された申請書

※申請書が見当たらない方は・・・申請日の前々日（金曜日）までお電話をいただければ、申請書を準備いたします。

【お知らせ】

マイナポイント申し込みの対象となる、マイナンバーカードの申請期限は令和4年12月末まで延長になりました。

マイナンバーカード受け取り・マイナポイント申込等で窓口にお越しの際は、事前にお電話での予約をお願いいたします。（直接来庁されても予約の方が優先になり、お断りする場合がございます。）



【通知カード（緑色）】

【申請書（白色）】

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

## ■「税を考える週間」無料税務相談

東北税理士会長井支部では、「税を考える週間」にあわせて無料税務相談を行います。事前に電話での予約をお願いします。

開催日	担当税理士	場所
11月11日 (金)	金田 和夫 ☎88-9159	長井市税理士法人 長井市館町南 10-57
	須貝 周一 ☎84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町 14-29
	渡邊美津夫 ☎87-0057	渡邊美津夫税理士事務所 長井市台町 4-8
	仁科 孝 ☎88-5601	仁科孝税理士事務所 長井市台町 23-20-1
	小関 悠司 ☎87-3777	小関悠司税理士事務所 白鷹町大字菖蒲 1-3
11月14日 (月)	長沼 安義 ☎72-2400	長沼安義税理士事務所 飯豊町大字椿 3596-3
	海老名信乃 ☎85-4548	海老名信乃税理士事務所 白鷹町大字十王 3740
	坂本 英俊 ☎080-5570-6903	坂本英俊税理士事務所 長井市台町 4-8
	奈良崎幸司 ☎84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町 14-29
	大嶋 雄生 ☎87-1415	大嶋雄生税理士事務所 小国町大字河原角 162-1

※相談時間は、午前10時～午後3時です。

## ■「困ったら一人で悩まず行政相談」

【10月17日(月)から23日(日)は行政相談週間です。】

行政困りごと相談所を開設します。行政サービスに関する苦情・要望等がございましたらお気軽にご相談ください。

※相談は無料・秘密厳守です。

●いつ 10月26日(水)

●午後1時30分～3時30分

●まぐみ

中央公民館 2階

会議室A

総務省行政相談センター  
まぐみ山形



《担当行政相談委員》

・田中恵治 委員

☎85-4120

・大村奈保子 委員

☎85-2085

【問い合わせ】

総務省

山形行政監視行政相談センター

☎023-632-3113

町民課くらし環境係

☎85-6131



## 山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

### 「医療費のお知らせ」発行について

広域連合では、被保険者のみなさまに、治療等にかかった医療費について確認していただき、後期高齢者医療制度の健全な運営を図るために、毎年度に1回「医療費のお知らせ」を発行しています。今年度は、令和3年11月から令和4年10月診療分までを発行いたします。

このお知らせは確定申告(医療費控除)をされる際に使用できますが、医療機関の請求遅れといった理由で記載されていない分や令和4年11月と12月診療分につきましては、別途「医療費控除の明細書」への記入が必要となります。そのため、医療機関から受け取った領収書は、捨てずに保管されますようお願いいたします。

- 対象者 山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者
- 発行時期 令和5年1月下旬
- 記載内容 令和3年11月から令和4年10月診療分までの医療機関の名称・医療費の総額など

#### 《注意点》

確定申告(医療費控除)の詳細につきましては、税務署及び市町村の税務担当部署にお問い合わせください。

【問い合わせ】 山形県後期高齢者医療広域連合 事業課給付係 ☎0237-84-7100  
後期高齢者医療制度について 町民課国保医療係 ☎85-6130